

○太子町商店街空き店舗等情報提供事業実施要綱

平成29年10月27日

告示第72号

(目的)

第1条 この要綱は、町内の商店街の空き店舗等の情報（以下「空き店舗等情報」という。）を登録し、これを広く一般に提供することにより、空き店舗等の利活用の促進を図り、もって商店街の振興及び活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街 おおむね10店舗以上の小売業、サービス業等の店舗が近接している区域
- (2) 空き店舗等 過去に事業の用に供されていた店舗、事務所等で、3か月以上事業の用に供されていないもの（居宅と兼用する店舗、事務所等も含む。）をいう。
- (3) 登録 空き店舗等情報を第3条第3項の商店街空き店舗等登録台帳に記載することをいう。
- (4) 登録物件 登録された空き店舗等をいう。
- (5) 所有者等 空き店舗等に係る所有権若しくは賃貸し、若しくは売却する権限を有する者又は空き店舗の賃貸若しくは売却の代理若しくは媒介をする宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に規定する宅地建物取引業者をいう。

(登録等)

第3条 所有者等は、町内の空き店舗等情報を登録しようとするときは、商店街空き店舗等登録申請書（様式第1号）及び空き店舗等情報（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、商店街空き店舗等登録（不登録）決定通知書（様式第3号）により所有者等に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により登録の決定をしたときは、商店街空き店舗等登録台帳（様式第4号。以下「台帳」という。）に登録するものとする。

(空き店舗等情報の登録要件)

第4条 登録することができる空き店舗等は、次の各号のいずれにも該当する空き店舗等とする。

- (1) おおむね商店街の区域内にあること。
- (2) 所有権等の権利の帰属についての争いがないこと。
- (3) 所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されていないこと。
- (4) 媒介等を依頼している場合は、宅地建物取引業者の了解を得ていること。

(登録情報の提供)

第5条 町長は、台帳及び写真、地図、図面等の登録物件に係る情報（以下「登録情報」という。）の全部又は一部を町ホームページへの掲載その他適当と認める方法により一般の閲覧に供することができる。

(登録期間)

第6条 登録の期間は、第3条第3項に規定する登録があった日から起算して5年とする。ただし、登録を継続することを妨げない。

(登録継続の申請)

第7条 第3条第2項の規定による登録決定の通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、前条に規定する期間の満了後も登録を継続しようとするときは、登録期間の満了日の1か月前までに商店街空き店舗等登録継続申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請に係る登録継続の可否の決定については、第3条第2項の規定を準用する。

(登録情報の変更)

第8条 登録者は、登録情報の内容に変更が生じたときは、速やかに商店街空き店舗等登録情報変更届出書（様式第6号）を町長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第9条 登録者は、登録を抹消しようとするときは、商店街空き店舗等登録抹消届出書（様式第7号）を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、登録物件において次の各号のいずれかに該当する場合は、商店街空き店舗等情報の登録を抹消することができる。

- (1) 第4条各号に掲げる登録の要件を満たさなくなった場合
- (2) 申請内容に虚偽があった場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が登録を抹消する必要があると認める場合

3 町長は、前項の規定により登録を抹消したときは、商店街空き店舗等登録抹消通知書(様式第8号)により登録者に通知するものとする。

(引き合いに関する通知)

第10条 町長は、登録物件について購入、賃貸等に関する引き合いがあったときは、当該登録物件の登録者にその旨を通知するものとする。

(売買、賃貸等に関する交渉等)

第11条 登録物件の売買、賃貸等の取引に関する交渉は、その引き合いを申し出た企業等及び当該登録物件の登録者が、双方自らの責任において当事者間で行うものとする。

2 町長は、前項の規定による交渉又は当該交渉に係る契約について関与せず、一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。